

287. 滋賀県内の石器資料の紹介

はじめに

今回紹介する資料は2点である。1点は湖南地域で大津市近江国府跡の発掘調査の際に出土した資料であり、もう1点は湖北地域の東浅井郡虎姫町虎御前山の南東麓で表採された資料である。筆者は、いずれの資料も、いわゆる先史時代の日常生活のあり方や生業形態等について考える際に、あるいは一般的な日本考古学の方法論における課題一例えは遺跡形成／埋没過程および地形変遷史を考慮した視点や、遺構・遺物等の機能・用途を厳密に考慮した様式論あるいは組成論等についての再検討の必要性などについても、様々な情報を提供しうるものであると考える。

そこでこの場を借りて、資料の紹介と、そこから考えうる課題等について言及してみたい。

1 大津市近江国府跡出土の石器

1) 出土状況

この資料は、平成10年度に実施した大津市近江国府跡の、神領（大津）県営住宅第4期建替事業に伴う発掘調査中に、平安時代以降の所産と思われる溝の埋土



図1 大津市近江国府跡位置及び周辺地形図 (S=1/25,000×0.87)

中から出土したものである。この溝の埋土は大きく2層に分層が可能であり、上層では平安時代を主体とする瓦や土器等の遺物が多数出土し、下層は上層ほど多量ではないが同時代の遺物を包含している。本資料は、その下層中から出土している。なお堆積土壌は、上・下層とともに、砂粒を含む粘質土層である。

2) 遺物の観察（図2）

サスカイト製のスクレイパーである。主要剥離面の打点は剥離時に破損している。背面の剥離面構成から、本資料獲得以前に、同一作業面に対し打面を360度転移しながら剥片剥離を行ったものと判断される。いわゆる円盤状の石核からの、剥片剥離を想定できようか。腹面下縁に調整加工を施し、機能部（いわゆる刃部）を作出する。背面の下縁には、微細剥離痕を留める。

本資料は、機能部（刃部）の位置やその調整加工等の状況、また表面の風化の様子から、概ね縄文～弥生時代の所産であろう。

3) 抽出される課題と覚書

この資料から導き出される問題点としては、大きく以下の2点が挙げられよう。

まず、石器の機能・用途についてである。従来の縄文時代等の石器研究においては、いわゆる石匙は携行用ナイフだと考えることが一般的である。その一方で、スクレイパーはその刃部

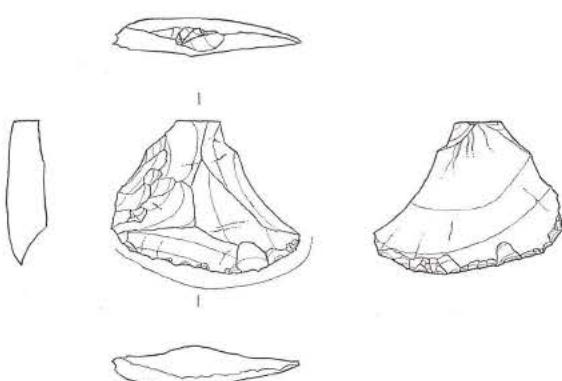


図2 大津市近江国府跡出土の石器 (S=約3/5)

等の属性が石匙と何ら変わらないことに注目すれば、つまみ部がないことから、非携行用ナイフであると想定することもできよう。

従って、その場合には原則として、スクレイパーは居住空間もしくは石器製作地周辺においてのみ利用された資料として理解することになろうか。また、便宜的石器・管理型石器という分類概念^①を引用すれば、縄文時代以降のスクレイパーは、ある一定の属性を有してはいるものの必ずしも定型化はしていないことから、便宜的石器の範疇として理解することも可能であろう。便宜的石器は、概念的には「必要な時に入手（作製）して使用する」ものであるから、携行する必要はない。

この2点を考慮すれば、スクレイパーは主に居住空間もしくは石器製作地の周辺において確認される石器種であるということになろうか。

その一方で、石匙のつまみ部あるいは抉入部の属性についての観察から、必ずしも石匙は携行用ナイフとしての用途だけではなく、例えば多目的ナイフとしての用途を考える必要があるという点^②。また旧石器時代から続いているいわゆる使用痕を有する剥片（微細剥離を有する剥片^③）の存在とその用途等を考慮した場合、上述の見解とは、想定される生業パターンの中での石器の位置付けに、若干不整合を生じるようにも思われる。スクレイパーも、その他の器種も状況に応じて携行される可能性も考えるべきなのではなかろうか。

今回提示したスクレイパーの出土状況等から考えた場合、他に同時期の所産と考えられる遺物が全く確認されないことを考慮すれば、居住空間もしくは石器製作地からは遊離した形で使用／放棄されたことも積極的に検討すべきなのであろう。

そこで、問題になるのが遺跡形成／埋没過程についてである。本資料を出土した近江国府跡は、その名前の通り、古代の官衙跡であると考えられている遺跡であり、従来の見解では、少なくとも2～3回の大規模な造成（整地）を施して営まれたものとして考えられている。

古代のある時期に何らかの形で機能していた「溝」の埋土に、今回提示した石器が「混入」する過程を考えた場合、いくつかの状況を想定する必要があろう。まず第1に、造成によって当該地に存在した遺構・遺物が破壊された可能性、第2に造成（整地）土の採取地に、当該期の遺構・遺物が存在した可能性、第3に本資料が同時期の遺構・遺物の集積からは遊離して存在していた可能性、第4

に自然の営力を主とした2次堆積による可能性などが考えられようか。なお、第3の可能性については、本資料の本来的な該当期に既に遊離して機能していた場合だけでなく、それ以後後世の人為的営みの中での混入も含んでいる。また、第4の可能性については、地形そのものが変化するような大規模な2次堆積ではなく（発掘調査時の土層堆積状況から、この点については想定しにくい）、極小規模な溝という流路内での事象であろう。

さて、前述の通り、他に同時期の所産と考えられる遺物が全く確認されないことを考慮すれば、第1・2の可能性は考えにくい。また、溝埋土として堆積する土壤の観察や遺物の遺存状態から第4の可能性も妥当ではなかろう。少ない想定の中での消去法であるがゆえに、この見解に整合性があるかどうかについては、今後さらに検討する必要があろうが、少なくとも現時点では、第3の可能性が最も妥当なものとして理解することもできよう。このことは、今回提示したスクレイパーが居住空間もしくは石器製作地からは遊離した形で使用されたことを示す根拠ともなり得よう。

4) 小 結

もちろん、ここでの見解はスクレイパーの利用形態一類型であって、全てのスクレイパーが同様の利用形態を持つわけではないのは言うまでもない。しかし、石器の用途が「1形態 = 1用途」ではないということは、従来の特に縄文時代石器研究において頻繁になされているいわゆる「組成論」についての、方法論上の妥当性を再確認する必要を生じるのではなかろうか。

2 東浅井郡虎姫町虎御前山の表採資料

1) これまでの経緯

この資料は、虎姫町在住の個人によって、1984～85年頃に虎御前山の南東麓で採取されたものである。今回、筆者が資料紹介させていただくこととなった。

2) 遺物の観察（図3）

いわゆる有溝石錐であろう。橢円形の円盤の中央に、敲打により溝を作出し、紐掛け部としたものであろう。

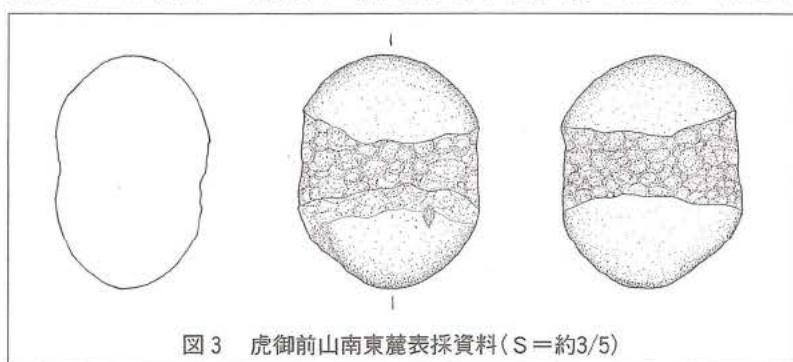


図3 虎御前山南東麓表採資料(S=約3/5)

紐擦れの痕跡等は認められない。砂岩もしくは花崗岩製で、159.95 gを量る。

その特徴等は、いわゆる瀬戸内型石錘—弥生時代中期前葉から後期に存在し、古墳時代以降あまり類例は確認されていない^④—や、縄文時代にみる有溝石錘—近畿では一般に縄文時代後期前葉以降にその存在が認められている^⑤が、同中期前半にも類似する資料の存在は確認されている^⑥—に類似する。

その製作技法の単純さや、素材の汎用性の高さから、本資料のみの検討から厳密に帰属時期を判断するのは困難である為、ここでは仮に縄文～弥生時代の所産としておきたい。

3) 周辺の状況

まず今回の資料自体との直接的な関係はないであろうが、地理的あるいは歴史的環境を考える上で、興味深い例であるため、参考までに後期旧石器時代の遺物が出土した地点についても、若干触れておく。

今回の資料が表採された虎御前山周辺では、虎御前山遺跡で平成8年度に実施された虎御前山教育キャンプ場整備事業に伴う試掘調査において、後期旧石器時代の所産である、いわゆる「翼状剥片^⑦」が確認されている。調査時の所見によると、当時の生活面が遺存していたわけではなく、再堆積層（その成因については不明、）中から出土している^⑧。

さて、当該地近隣における縄文時代の遺跡は、これまで確認されていないが、直線距離で約4 km離れた湖岸部で、いくつかの縄文時代の遺跡（遺物包含層など

が中心で、明確な遺構は確認されていない。ただ、縄文時代後期に帰属するものと判断された丸木舟1艘が、ほぼ完形で尾上浜遺跡において検出されている^⑨。が確認されている。

弥生時代では、その前半期（同前期～中期前半）においては縄文時代と同様に、遺跡は湖岸部周辺にとどまるが、後半期（同中期後半～後期）においては、虎姫町五村遺跡で、弥生時代後期を主体とする遺物とともに、多数の方形周溝墓の存在が確認されている^⑩。その他に、詳細な記録はないが、虎姫町中野遺跡や湖北町伊部遺跡においても弥生土器の存在が知られている。

4) 抽出される課題とそれについての覚書

2) で述べた本資料自体が示しうる可能性と、3)の状況を考える限り、本資料の位置付けを考える場合に、遺跡形成／埋没過程あるいは地形変遷史を考慮すれば、以下の様に理解することができよう。

まず後期旧石器時代に帰属する遺物が独立丘陵の裾で確認されている点からは、その遺物の属性からその周辺に石器製作地もしくはそれに類する性格の地点が存在した可能性と共に、その地点が何らかの形で削平・崩落している可能性が指摘できよう。

そして当地域の湖岸部には、前述したように、縄文～弥生時代前半の遺跡が確認されてはいるものの、いずれも遺物包含層のみの確認で、明確な遺構の存在は認められていない点などを考慮すれば、沖積作用によって遺跡が地中深くに埋没したか、あるいは削平されて消滅したものが、湖岸部に再堆積している可能性も



図4 虎姫町虎御前山資料表採地点と周辺の縄文・弥生時代遺跡位置図 (S=1/50,000×0.87)
1表採地点 2五村遺跡 3中野遺跡 4伊部遺跡 5尾上浜遺跡

考慮する必要があろう。

つまり、弥生時代前半以前の資料については、崩落によって埋没したかもしくは削平によって、より下流域に再堆積している可能性が高いことを指摘しうる。一方で、弥生時代後期頃には、先述のように当該地に遺構が確認されていることから、この時期以降には、可能性を指摘しうる比較的規模の大きな地形変遷は考慮しにくいであろう。

5) 小 結

これまで述べてきた状況を考慮すれば、この資料は弥生時代後期前後の所産である可能性が高いことを、現時点では指摘することができよう。さらに本資料が表採資料であることを積極的に評価するのであれば、削平された（埋没した）資料の一部であると考えるよりも、隣接する遺跡に伴うもの（つまり弥生時代後期前後の所産）である可能性の方が、より蓋然性が高いように思われる。もちろん、後世の人為的な混入等の可能性も、その出土状況や形状等の簡易性から、十分考慮すべきであろう。

しかし、周辺地域での当該期の状況は、いわゆる墓域の一部の状況が確認されているのみ^⑪であり、居住空間あるいは生活資源等の獲得エリアについては、現状では不明であり、本資料がどのような役割を果たしていたのかについて言及できないのが現状であろう。当該地域でのより詳細な情報の集積を待ちたい。

3 まとめ

これまで述べてきたように、今回紹介した資料の位置付けを考える上で、それに関連するいくつかの考古学上の問題点が、筆者なりに指摘できたのではないかと思う。またその問題点について、筆者なりの検討と見解も整理し、提示したつもりである^⑫。以下に羅列しつつ整理してみたい。

第1に考古学を歴史として考えていく上で、遺跡形成過程あるいは地形変遷史（いわゆるGeoarchaeologyの視点）は、積極的に考えるべき課題であること。

第2に遺物（あるいは遺構でも同様であろうが）を検討する際に、その「用途」論やあるいはそれに基づく「組成」論については、常に慎重に考える必要があるということ。また、いわゆる様式論についても、同様の視点は必要かと思われる。

日本考古学を、日本あるいは我々の歴史を考えるための「材料」とするためには、これらの課題を解決して、その上でより整合性のある「解釈」を導きだし、そこに「歴史性」を見いだす必要があるのではなかろうか。我々、考古学あるいは埋蔵文化財行政に携わる人間が、我々の作業とその成果を、それに関わっていない方々に理解してもらう為には、それらの課題をク

リアした「歴史像」を提示する必要があるよう思う。

おわりに

資料紹介に関連して、考古学的課題を整理してみた。今回の資料提示と検討が、より適切な「歴史像」を導き出すための「材料」となれば幸いである。ただ不勉強な点が多々あることは否めないので、内容等について御叱責、御教示いただだきたい。

本稿をまとめるにあたり、資料を提示してくださった方々に感謝するとともに、当協会松室孝樹主任技師・瀬口真司主任技師・重田勉技師・小島孝修技師にも色々と御教示いただいた。記して感謝する次第である。

（鈴木康二）

参考文献・註

- ① ○阿子島香「民族考古学と旧石器研究」『北からの視点』日本考古学協会編、1991。
- ② ○鈴木康二「縄文時代石器研究序説」『紀要10号』（財）滋賀県文化財保護協会、1997。
- ③ ○鈴木康二「道具としての石器を考える」『旧石器考古学50号』
- ④ ○和田晴吾「7.漁獵具 1土錘・石錘」『弥生文化の研究5道具と技術I』、雄山閣、1989。
- ⑤ ○鈴木道之助「石器入門事典 縄文」柏書房、1994。
- ⑥ ○河野一隆「平遺跡」『京都府遺跡調査概報第79冊—1—』、財京都府埋蔵文化財センター、1997。
- ⑦ 「翼状剥片」は、従来の研究では「ナイフ形石器の素材」として位置づけられているため、それ自体が「道具」として機能していた可能性は、概念上考えられていない。従って、基本的には石器製作地もしくはそれに類する地点において存在する資料として考えることもできる。ただし、石器石材流通システム等を考慮した場合、原石だけでなく、素材剥片（すなわち翼状剥片）の状態で流通する可能性も考え得るため、すべての地点で放棄される可能性があることは否めない。
- ⑧ ○重田勉・鈴木康二編「虎御前山遺跡」（仮）虎御前山教育キャンプ場整備事業に伴う試掘調査報告書、滋賀県教委・財滋賀県文化財保護協会、1998。
- 鈴木康二「265.虎御前山遺跡出土の石器」、『滋賀文化財だより237号』、財滋賀県文化財保護協会、1997。
- ⑨ この資料の存在を積極的に評価するためには、当時の旧河道や汀線の位置あるいはその変動を含んだ、古環境の復元についての見解も必要とするため、紙幅の都合上今回は触れない。ただ、丸木舟1艘のそこに放棄された背景については、様々な状況を想定しうるため、厳密に検討するためには類例の増加を待つべきなのである。
- 小竹森直子「湖岸堤尾上取付工区(1)尾上浜遺跡」『文化財調査出土遺物仮収納保管業務 平成元年度発掘調査概要』滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協会、平成2年（1990）。
- ⑩ ○植野浩三・信里芳紀編『五村遺跡 いきがいセンター建設に伴う発掘調査報告書—』奈良大学考古学研究室調査報告書第14集、滋賀県虎姫町教育委員会・奈良大学文学部考古学研究室、1997。
- ⑪ 前掲10
- ⑫ そして本稿では紙幅の都合上触れていないが、遺物・遺構の「放棄過程」については、さらに検討が必要であることをあらためて痛感した。「なぜ、どのように、その道具を手放したか」を検討しない限り、考古資料を「歴史」の中でより厳密に位置付けることは、できないのではないかと筆者は考えている。